

# 商品概要説明書

## 出資予約貯金

(平成31年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・出資予約貯金
2. ご利用いただける方	・個人のみ
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・当組合の出資払込に限り払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法  (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象  当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：048-561-6911）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。  紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。

	上記 J A バンク 相談所にお申し出ください。)
1 2 . その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・当 J A から脱退する場合、または災害その他の事由で当 J A がやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができません。</li><li>・通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で 5 0 件以上あり、翌月 2 0 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li></ul>